

南箕輪村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 5 月 2 日

改正 令和 3 年 8 月 5 日

改正 令和 5 年 3 月 7 日

南箕輪村農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

南箕輪村は伊那谷のほぼ中心に位置し、西天竜幹線水路を境として東は水田地域、西は畑作地域が平地に広がる農地で構成されている。両地域とも土地改良事業が実施済みであり、整備された水利施設や肥沃な土壌を活かし、水稻、穀物、野菜、果樹、施設園芸及び酪農業などが行われている。当村においても全国的な流れと同様で、農業従事者の高齢化と担い手不足が進み、遊休農地の増加と更なる増加が懸念されていることから、解消と発生防止に向けて引き続いて農地パトロールなどに努めていく一方、新たな担い手の掘り起こし・育成と、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、南箕輪村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び「南箕輪村第 5 次総合計画」の後期基本計画を踏まえた農業委員会の長期的な目標として農地の状況等を示すものであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期等、必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
令和元年度 (令和2年3月)	857ha	9.5ha	1.11%
令和4年度 (令和5年3月)	845ha	9.0ha	1.07%
令和7年度 (令和8年3月)	833ha	8.6ha	1.03%

※遊休農地の目標値については南箕輪村第5次総合計画の目標値、管内の農地面積については耕地及び作付面積統計における耕地面積を参照

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査の実施について

○農業委員と農地利用最適化推進委員、関係機関、地域などによる農地パトロールを実施し、その結果を基に農地の利用意向調査を行う。なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの実施時期にかかわらず日常的に実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、利用関係の調整を行う。

○農地パトロールと利用意向調査の結果は「農地台帳」へ記録・整備し、「農業委員会サポートシステム」へ反映させることで、正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

○農地パトロールによって、再生利用困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④農地相談会の開催

○農家の相談・サポート窓口のひとつとして、農地相談会を定期的に行い、農家へのアドバイスや助言を行い、遊休農地の発生防止や解消の推進につなげる。また、地域の農地や農家の情報を収集し、遊休農地対策の検討材料とする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり

とする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
令和元年度 (令和2年3月)	857ha	451.6ha	52.7%
令和4年度 (令和5年3月)	845ha	497.7ha	58.9%
令和7年度 (令和8年3月)	833ha	541.5ha	65.0%

※集積率の目標値については南箕輪村第5次総合計画の目標値、管内の農地面積については耕地及び作付面積統計における耕地面積を参照

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

②農地の利用調整と利用権設定について

○周辺農地の利用状況や耕作者の状況を踏まえ、農地の出し手と受け手の意向を考慮し、農地集積・集約化のための利用調整・交換について利用権設定を活用し推進する。

③農地中間管理機構との連携について

○農地中間管理機構、JA、村などと連携し、(ア)農地中間管理機構に貸し付け希望をする農地、(イ)農業経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地などについて、農地中間管理事業が活用できないか検討し、調整が可能であれば農地の出し手と受け手の意向を考慮したマッチングを行う。

○特に農地中間管理事業の重点区域に定められた地域については、県の農業開発公社など関係機関と連携し推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人・法人） （新規参入者取得、貸借農地面積）
令和元年度 新規参入数	0 経営体 (0.0ha)
毎年の目標	2 経営体 (1.0ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携・新規参入者への支援について

○県農業農村支援センター、農地中間管理機構、JA、村などと連絡を密にし、管内農地の借り入れ意向がある新規参入者の情報を収集し、必要により農地のあっせんや指導的農業者の紹介などの支援を行う。

○専業・兼業のどちらでも、農業に意欲を持つ若者や元気な高齢者、定年帰農者などの参画を促すなど、多様な新規参入者の発掘、育成、支援を推進する。

②新規参入相談会の開催

○新規参入相談会を定期的に開催し、新規参入者の受け入れとフォローアップ体制を整える。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

南箕輪村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、南箕輪村農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力